

反社会的勢力による被害を防止するための基本方針

当社は、反社会的勢力による被害を防止するため、以下の基本方針を定め、当該基本方針に従って反社会的勢力と一切の関係を持たない取組みを進めます。

(1) 反社会的勢力に対しては、組織として対応します。

当社は、反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せるのではなく、組織全体として対応するとともに役職員の安全を確保します。

(2) 反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して対応します。

当社は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・全国暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と意思疎通を行い、緊密な連携関係を構築します。

(3) 反社会的勢力との間で取引を含めた一切の関係を遮断します。

当社は、反社会的勢力とは一切の関係をもちません。また、反社会的勢力であると知らずに関係を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で、速やかに関係を解消します。

(4) 有事においては、民事及び刑事の両面から法的な対応を行います。

当社は、反社会的勢力の不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行うこととし、あらゆる民事上の法的手段を講じるとともに、積極的に被害届を出すなど、刑事事件としての対応も躊躇しません。

(5) 反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は一切行いません。

当社は、反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とするものであっても、事案を隠蔽するために裏取引や資金提供を行うなどの行為は絶対に行いません。

以上

平成29年6月15日制定
株式会社財産ブレントラスト